

安芸市ブロック塀等対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、安芸市内にあるブロック塀等の撤去等の対策事業（以下「対策事業」という。）を行う者に対して補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 安芸市内にある避難路に接したブロック塀等の所有者であること。ただし、ブロック塀等の所有者と親子関係にある者等市長が特に認める者については、この限りでない。
- (2) 高知県税及び安芸市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う対策事業で、別表第1に定める要件を満たすものとする。

2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、対策事業に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象となる経費及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、安芸市ブロック塀等対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 安芸市納税証明書、固定資産税課税明細書
- (2) 高知県税納税証明書 ※納税義務がない場合は、本人からの申立書
- (3) 位置図、配置図、平面図、写真等
- (4) 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- (5) 別表第2又は別表第3

(補助金の交付決定及び審査結果の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、安芸市ブロック塀等対策補助事業審査結果通知書（様式第2号）により申請者へ通知する。ただし、内容が適当であると認め、交付を決定したときは、安芸市ブロック塀等対策補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知することとし、審査結果の通知については省略することができる。

(申し込み内容の変更等)

第7条 補助内容の変更等は、安芸市ブロック塀等対策補助事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 前項の申請を受理し、内容を審査したときは、安芸市ブロック塀等対策補助事業審査結果通知書（様式第2号）により補助対象者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助対象者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月15日のいずれか早い日までに、安芸市ブロック塀等対策補助事業実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図等
- (2) 写真（対策事業の内容が確認できるもの）
- (3) 領収書等（写し）

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、当該事業を検査又は確認のうえ、適当と認めたときは、安芸市ブロック塀等対策補助金確定額通知書（様式第6号）により補助対象者に通知する。

2 市長は前項の規定により確定した補助金の額が第6条の規定により通知された補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定金額（第7条第1項の規定により変更された場合にあつては、

同条の規定により通知された金額。)と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 補助対象者は、第9条の通知を受けたときは、安芸市ブロック塀等対策補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助対象者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その請求及び受領を工事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、交付決定を受けた補助金の代理受領等に係る委任状(様式第8号)を添付しなければならない。

3 市長は、前2項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、安芸市ブロック塀等対策補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出もしくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(情報公開等)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、開示するものとする。

(整備保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。